

千葉県告示第762号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項及び第115条45の第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第78条の11、第85条並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和5年9月14日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	廃止年月日
千葉ケア企業組合	千葉ケア企業組合ケアマネまさご	千葉県美浜区真砂1-10-18	居宅介護支援	令和5年7月31日
MARUHA MEDICAL 株式会社	リハビリデイサービスデイリゾートモアナ	千葉県稲毛区小仲台8-19-1 エスポワール小仲台1階	地域密着型通所介護 通所介護相当サービス	令和5年7月31日
有限会社エクステンド	デイサービスふれあいの郷	千葉県若葉区桜木5-3-1 モアクレスト千葉A棟909号	地域密着型通所介護	令和5年7月31日
株式会社響	訪問介護サービスひびき	千葉県中央区都町6-17-17 つるおかハイツ102号室	訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年8月31日
株式会社美ら結	ちゅらゆいケア	千葉県中央区都町1272-3	訪問介護	令和5年8月31日